

こんなときは、14日以内に届出を!!

国保に加入・脱退をするときは、住民課または富来支所へ必ず届け出てください。

	こんなとき	必要なもの
国保に入るとき	他の市区町村から転入してきたとき	転出証明書、印鑑
	退職などで職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書（離職票など）、印鑑
	家族の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者からはずれた証明書、印鑑
	子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳、印鑑
	任意継続から国保に切り替えるとき	喪失日の記載のある任意継続の保険証、印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印鑑
国保をやめるとき	外国籍の人が加入するとき	在留カード（外国人登録証明書）、パスポート
	他の市区町村に転出するとき	保険証、印鑑
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の両方の保険証（職場の保険証が未交付の場合は、加入したことを証明するもの）、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	国保の被保険者が死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの、印鑑
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書、印鑑
外国籍の人が国保をやめるとき	保険証、在留カード（外国人登録証明書）、パスポート	
その他	住所、世帯主、氏名が変わったとき	保険証、印鑑
	世帯を分けたり一緒にしたとき	保険証、印鑑
	就学のため、他市区町村に住所を移したとき	保険証、在学証明書、印鑑
	保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	身分証（免許証、パスポートなど）、印鑑
	退職者医療制度に該当したとき	保険証、年金証書、印鑑

退職者医療制度とは・・・

国民健康保険に加入している65歳未満の人で、かつ厚生年金などの老齢（退職）年金を受給し、加入期間が20年以上または40歳以降10年以上の人が対象。退職被保険者証を利用することで町に対し健康保険組合などから一部拠出金が支給される制度（国保税額・自己負担割合は一般の保険証と違いはありません。）対象者で、手続きがまだの人は、保険証、年金証書、印鑑を持参のうえ、手続きをお願いします。



●国保加入の手続きが遅れると・・・

加入資格が発生した時点までさかのぼって、国民健康保険税を納めなければいけません。その間の医療費は、全額自己負担になります。

●国保脱退の手続きが遅れると・・・

資格がなくなった後、手元にある国民健康保険証を使い診療を受けてしまうと、国保で負担した医療費を後で返してもらうことになります。また、新たに加入した職場の健康保険料と国民健康保険税の両方を納めることになります。

国民健康保険税の納付済証明書を送付します

平成25年中に国民健康保険税を納めた納税義務者に、「確定申告用納付済証明書」を送付します。

▼確定申告用納付済証明書・・・

平成26年1月下旬（予定）に送付します。

国民健康保険税を納めた納税義務者が、確定申告・町県民税申告の際に利用するための証明書です。

▼送付される前に、納付済額を確認したい、年末調整に利用したいときは・・・

税務課または富来支所で申請すると「納付証明書」を発行します。

▼窓口申請する場合に必要なもの・・・

○世帯主または同一世帯の人が申請する場合
保険証・納税通知書・公的機関発行の身分証明書（運転免許証・パスポートなど）のいずれかと印鑑

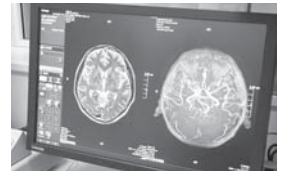
○別世帯（勤務先・会計事務所など）の人が申請する場合
世帯主の委任状のほかに、依頼を受けた人の公的機関発行の身分証明書と印鑑

※窓口で「納付証明書」の発行を受けた場合、「確定申告用納付済証明書」は送付されません。

※年金天引きによる納付分は含まれていませんので、「公的年金源泉徴収票」などで確認してください。

皆さんの健康づくりを支援するため 人間ドックの受診者募集!

志賀町の国民健康保険に加入している人が、人間ドックを受ける場合、検査費用の一部が助成されます。



▼ 申込資格

志賀町国民健康保険の加入者で次の条件に該当する人

- ・30歳以上で国保加入期間が1年以上の人
(脳ドックは65歳未満の人)
- ・過去3年間(平成22年～平成24年)にこの制度の助成を受けていない人
- ・国民健康保険税を滞納していない人
- ・平成25年度に「特定健康診査」(町の健康診断)を受けていない人

▼ 申込方法

受診を希望する人は、住民課または富来支所総合窓口で助成の申請をしてください。

▼ 申し込み時に持参するもの

印鑑と国民健康保険証

▼ 申込締切

平成26年1月31日(金)まで

(受診できる期間：平成26年3月28日まで)

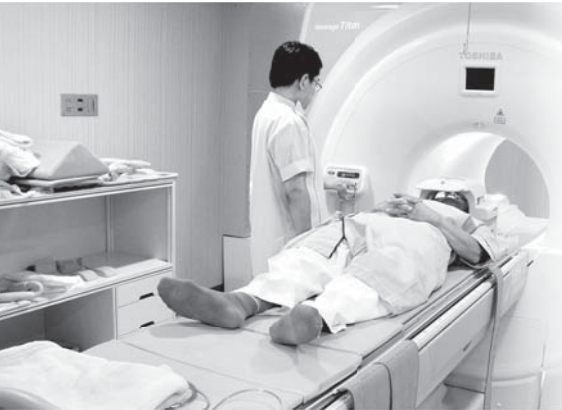
※定員になり次第締め切ります。

問 住民課 国保年金担当 ☎ 32 9 1 2 1

▶ 助成額および実施医療機関

健診の種類	能登総合病院	羽咋病院	富来病院
人間ドックA (日帰りコース) 特定健診・脳ドック ※対象：65歳未満	自己負担額 8,000 円 (助成額 39,250 円)		
人間ドックB (1泊2日コース) 特定健診・がん検診 ※対象：30歳以上	自己負担額 10,000 円 (助成額 55,100 円)		自己負担額 9,000 円 (助成額 49,500 円)

※町立富来病院は、脳ドックおよび前立腺がん、乳・甲状腺がん検診はありません。



医療費の節約にご協力を!

医療費節約のポイント!

- 1 かかりつけ医、かかりつけ薬局をもちましょう。
- 2 同じ病気でお医者さんのかけもち、重複受診は避けましょう。
- 3 休日・時間外受診はなるべく避けましょう。(割増料金がかかります。)
- 4 薬は用量・用法を理解して正しく使いましょう。
- 5 定期的に健康診断を受けて、早期発見、早期治療を心がけましょう。
- 6 生活習慣を見直し、栄養・運動・休養をバランスよくとりましょう。

国民健康保険は、いざというときの病気やケガに備え、安心してお医者さんにかかれるよう、加入している皆さんがお金(保険税)を出し合うことによって医療費などに充てる支え合いの制度です。医療費が増えると保険税も値上げせざるを得なくなり、家計への負担も大きくなってしまいます。

▼ 記帳開始説明会 ▲

個人の白色申告者のうち事業所得、不動産所得または山林所得のあるすべての人が平成26年1月から記帳と帳簿書類の保存が必要となります。七尾税務署では、対象となる人のために記帳方法の説明会を開催します。

◆開催日時・場所 11月19日(火)

・9時30分～11時30分

(富来活性化センター 中会議室)

・13時30分～15時30分

(志賀町商工会 3階大会議室)

問 七尾税務署 ☎ 0767-52-3381

▼ 年末調整説明会 ▲

企業の給与担当者を対象に平成25年分の年末調整の仕方、法定調書および給与支払報告書の作成について説明会を開催します。

◆日時 11月21日(木)

13時30分～15時30分

◆場所 志賀町文化ホール

※ご来場の際は、税務署から送付される年末調整関係書類を必ずお持ちください。

▼ 税を考える週間 ▲ (毎年11月11日～17日)

税に対する理解を深めてもらうために、「税についての作品」(テーマ：税の役割と税務署の仕事)を展示します。

◆展示期間 11月12日(火)～11月21日(木)

◆展示会場 志賀町文化ホール

・ショッピングモールアスク

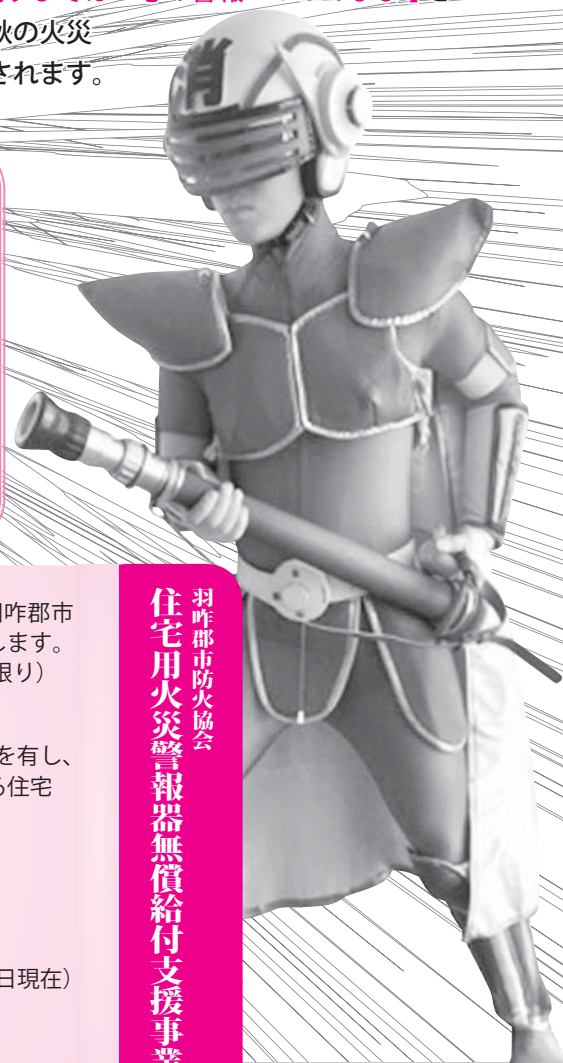
問 税務課 ☎ 32-9141

(平成25年度 全国統一防火標語)

予防運動



暖房機器の使用により火災の発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災の発生を防止し悲惨な焼死事故を無くすため、【消すまでは 心の警報 ONのまま】をスローガンに、秋の火災予防運動が実施されます。



～運動期間中の消防行事～

日時 11月10日(日)

- ・消防団火災防ぎょ訓練 午前6時～
場所：東増穂地区(富来小学校)
- ・巡回広報パレード 午前7時30分
志賀消防署出発(志賀町一円を巡回)

その他、街頭宣伝 etc...

運動期間中、



しかチャンネルで放送!!

事業内容

対象要件を満たす高齢者世帯からの申請に基づき、審査・決定し羽咋郡市防火協会が購入した住宅用火災警報器を無償給付し、申請者宅に設置します。(設置する住宅用火災警報器は1申請につき1個のみ、先着順10人に1回限り)

受付期間

11月9日(土)～11月15日(金)※土日除く

対象要件

住宅用火災警報器の未設置住宅で羽咋市、宝達志水町、志賀町に住所を有し、住民票上および生活実態ともに①②③いずれかに該当する人が居住する住宅

- ① 年齢70歳以上で一人暮らし高齢者(平成25年4月1日現在)
- ② 世帯の全員が年齢70歳以上である世帯(平成25年4月1日現在)
ただし、次のア、イに該当する住宅は対象となりません。
ア. 2世帯住宅などの複数世帯住宅
イ. 平成18年6月1日以降に新築または改築した住宅
- ③ 市、町税などの滞納がない年齢70歳以上である世帯(平成25年4月1日現在)

問い合わせ 申し込み先

羽咋郡市防火協会事務局
羽咋郡市広域圏事務組合消防本部予防課 予防係 ☎0767-22-0089

羽咋郡市防火協会
住宅用火災警報器無償給付支援事業

火災・救急・救助は119番 防火・防災・救急に関するお問い合わせ 志賀消防署 ☎32-1776 志賀消防署富来分署 ☎42-1211

地域安全ニュース

振り込め詐欺に注意

平成25年8月末現在、石川県内の振り込め詐欺などの被害状況は44件です。44件中28件は60歳以上の人に被害が発生しています。

《振り込め詐欺の手口の例》

- 未公開株、社債、ダイヤモンド、金等の取引を装って、「必ずもうかる」「あなたしか買えない権利です」などと儲け話を持ちかけ、現金をだまし取ります。
- 「会員になればロト6の当選番号を教える」などと言って現金をだまし取ります。
当選番号が事前に分かることは絶対にありません!

お金を要求する電話があったら、一人で判断せず、必ず家族や羽咋警察署(☎22-0110)などに相談しましょう。



～暴力団の根絶をめざして～ 平成25年暴力団追放石川県民大会

実施日 11月13日(水)
時間 14時～16時
集合場所 コスモアイル羽咋 大ホール
(羽咋市鶴田町免田25) 入場無料

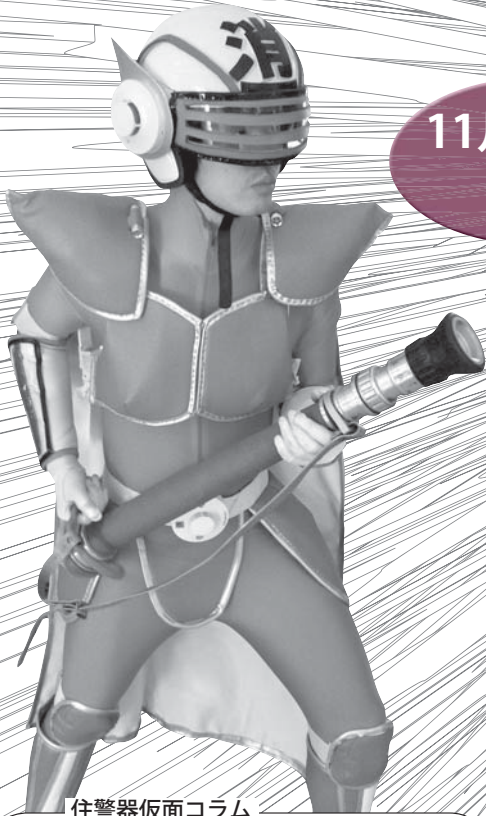
内容
功労表彰、コント「御供田幸子ショー」、
アトラクション「石川県警察音楽隊」

羽咋警察署・羽咋郡市防犯協会連合会 (☎22-4970)

消すまでは 心の警報 ONのまま

11月9日
～15日

秋季火災



住警器仮面コラム



これからの季節ホームタンクやポリ容器の誤った取り扱いにおける灯油の流出事故が多く発生してるんだ！河川に流出するとみんなの大事な農作物や河川の生き物に影響を及ぼすんだ。



灯油ポリかんの取り扱いに気を付けよう！

http://www.khk-syoubou.or.jp/pdf/info/porikan_25_9_13.pdf

3つの習慣



寝たばこは絶対にやめる。



ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。



ガスコンロなどのそばを離れるときは必ず火を消す。

7つの住宅防火ポイント



逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。



寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために**防災品**を使用する。



火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器**を設置する。



お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。



もう一度確認を!!
住宅用火災警報器!!

適切な場所に設置し、日々の点検を行いましょう。

あなたの命を守るために・・・

スマートフォン・携帯で!!



パソコンで!!

羽咋郡市広域圏事務組合消防本部 検索

自力での除雪が困難な世帯に 小型除雪機などによる

除雪作業を支援します

※利用する場合は、事前の登録が必要です。

▶対象世帯

- ① 65歳以上の高齢者のみの世帯
- ② 母子世帯
- ③ 障害者世帯など

▶費用：500円（1回につき）

※生活保護世帯、町民税非課税世帯は免除



除雪の範囲は、居住のために使用している人家の住居敷地内で、玄関先から公道までの日常生活を営む上で、必要不可欠な通行が確保できる範囲です。

【問い合わせ先・申請先】

健康福祉課 ☎ 32-9131 志賀町社会福祉協議会 ☎ 42-2545

石川県 原子力防災訓練

を実施

日時：11月16日(土)
7時～正午（予定）

環境安全課

☎ 32-9321

主催 石川県、志賀町ほか

数地区で住民避難等を実施します。

- ・緊急時通信連絡訓練
- ・オフサイトセンター運営訓練
- ・災害対策本部等設置訓練
- ・緊急時環境放射線モニタリング訓練
- ・広報訓練
- ・緊急被ばく医療措置訓練
- ・退避等措置訓練（5キロ圏内の小学校・保育園や赤住区・福浦港区の他、数地区で住民避難等を実施します。）

訓練項目

「街カフェ」「和のタベ」

富来地頭町万灯祭

10月5日(土)に、地頭町商店街および建部神社周辺で地頭町商店街連盟主催による万灯祭が行われました。18時頃、竹灯籠に灯りが次々と灯されました。ゲストによる



ギターやキーボード弾き語り、クラシック演奏や横笛演奏など、心地よい音楽が響き渡り、会場を盛り上げました。

テント市はたくさんの人で賑わいました。越中おわら風の盆の演奏と踊りも披露され、観客は共に踊りを体験して楽しみました。



竹灯籠の優しい光に包まれキーボード演奏するゲスト



おにぎりを受け取る志賀高生

朝ごはんは一日の大切な活力源

朝ごはんを食べよう運動!

お米の日である10月8日(火)、志賀高校で「朝ごはんを食べよう運動」が行われ、JA志賀女性部ら8人が生徒たちにおにぎりを配りました。

校門で、用意されたおにぎり270個を登校してきた生徒たち一つずつ配りました。朝ごはんをしっかり食べて、健康



みんなの
よい食
プロジェクト

で正しい生活習慣を身につけるように朝ごはんの重要性を生徒たちに伝えました。

地域住民のための献身的活動に感謝して

人権擁護委員感謝状・委嘱状伝達式

10月8日(火)に法務大臣から人権擁護委員の委嘱状と退任される委員へ感謝状の伝達式が行われました。

退任される三沖博さん(日下田)は、平成13年から4期12年間にわたり、委員として地域の活動に貢献され、その功績により法務大臣から感謝状が贈呈されました。

また、再任の大野堯さん(西海風無・5期目)、新任の直宮和江さん(福浦港)の2人に委嘱状が交付されました。

小泉町長は、「三沖さんには、地域住民のたの献身的活動に心から感謝します。委嘱された2人には、よきアドバイザーとして、地域に密着した活動をしてください」とあいさつしました。



三沖博さん、大野堯さん、直宮和江さん



緑鮮やかな自然の中、親子で元気に歩く参加者

親子で楽しくウォーキング いこいの村で歩育楽校

10月20日(日)、いこいの村能登半島で、歩育推進ネットワークいしかわ実行委員会主催による「遊びの広場の歩育楽校」が開催されました。能登地区の園児や児童の保護者約220人が参加し、緑鮮やかな園内で約2.5kmのコースを志賀町に関するクイズに答えながら巡りました。ウォーキング後は、町総合体育館に移動して、ニュースポーツで汗を流し、地元産の新米を使ったカレーライスを味わいました。自然と触れ合いながらたくさん歩き、親子の絆を深めた参加者は生き生きとした表情をみせていました。